

第3回江川流域づくり推進行政会議

日時：平成20年7月16日（水）

午前10時から

場所：さいたま共済会館 502会議室

— 議事次第 —

1 開会

2 挨拶

3 「江川流域づくり推進行政会議」規約の改正について [資料1]

4 議事

(1) 江川流域づくり支援会議の設立について [資料2]

(2) 江川流域づくりの今後の進め方について [資料3]

(3) 江川流域づくり支援会議から出された意見、課題等について

[資料4-1, 4-2, 4-3, 4-4]

5 閉会

【配付資料】

資料1 江川流域づくり推進行政会議 規約（改正案）

資料2 江川流域づくり支援会議設立趣意、規約

資料3 江川流域づくりの今後の進め方について（案）

資料4-1 江川流域づくり支援会議議事録（要旨）

資料4-2 水質事故等連絡先案内板

資料4-3 江川下流域における湿地保全に対する見解と方策について

資料4-4 江川改修計画案（事務局案、埼玉大学・桶川市共同研究）

「江川流域づくり推進行政会議」規約【改正案】

(名称)

第1条 この会議は、江川流域づくり推進行政会議（以下「行政会議」という）という。

(目的)

第2条 一級河川江川の河川改修事業を推進するため、「江川流域づくりの実施に向けての提言」に基づく各関連施策の実施状況確認及び情報の共有化、関連事業間の進捗状況確認及び調整並びにその他江川流域に関する情報の共有化等を図ることを目的とする。

(協議事項等)

第3条 行政会議は、次の各号に掲げる事項に関する協議を行う。

- (1) 一級河川江川の河川改修事業の推進に関すること
- (2) 流域づくりの方向性及び進捗状況の確認に関すること
- (3) 各関係行政機関の連絡調整及び連携に関すること
- (4) 江川流域づくり支援会議等との連携に関すること
- (5) その他、行政会議の目的達成のために必要な事項に関すること

(組織)

第4条 行政会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 行政会議には座長をおく。座長は、埼玉県県土整備部河川砂防課長をもって充てる。
- 3 座長は、組織を改廃する必要があると判断したときは、行政会議に諮つてこれを行うことができる。

(会議)

第5条 行政会議は必要に応じ座長が召集する。

- 2 座長は委員を代表し、会務を統括する。
- 3 座長に事故あるときは、座長が指名した者がその職務を代理する。
- 4 行政会議の運営上必要があると座長が認める場合は、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。
- 5 座長は、江川流域づくり支援会議の代表者の出席を認めることができるものとする。

(ワーキング)

第6条 行政会議を円滑に運営するため、ワーキングを置く。

- 2 ワーキングは別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 ワーキングの座長は埼玉県県土整備部河川砂防課主査をもって充てる。
- 4 ワーキングは必要に応じ座長が招集する。
- 5 ワーキングは第2条に定める協議事項及び行政会議から指摘された事項について検討する。
- 6 座長は、必要に応じてワーキングの構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

(事務局)

第7条 行政会議の事務局は、埼玉県県土整備部河川砂防課、桶川市、上尾市、北本市、鴻巣市に置く。

(附則)

この規約は平成18年12月25日から施行する。

附 則

この規約は平成19年8月31日から施行する。

附 則

この規約は平成20年 月 日から施行する。

別表1 委員名簿

職名	所 属	役職
座長	埼玉県 県土整備部河川砂防課	課長
委員	国土交通省 荒川上流河川事務所	副所長
	国土交通省 大宮国道事務所	副所長
	埼玉県 環境部産業廃棄物指導課	課長
	埼玉県 農林部農業政策課	課長
	埼玉県 県土整備部道路政策課	課長
	埼玉県 北本県土整備事務所	所長
	埼玉県 県土整備部河川砂防課	主幹
	桶川市 市民生活部	部長
	桶川市 都市整備部	部長
	上尾市 環境経済部	部長
	上尾市 建設部	部長
	上尾市 都市整備部	部長
	北本市 都市整備部	部長
	鴻巣市 まちづくり部	部長

別表2 ワーキング名簿

職名	所 属	役職
座長	埼玉県 県土整備部河川砂防課	主査
委員	国土交通省 荒川上流河川事務所	課長
	国土交通省 大宮国道事務所	課長
	埼玉県 環境部産業廃棄物指導課	主査
	埼玉県 農林部農業政策課	主査
	埼玉県 県土整備部道路政策課	主査
	埼玉県 北本県土整備事務所	担当課長
	桶川市 都市整備部河川課	課長
	桶川市 都市整備部（道路関係）	課長
	桶川市 市民生活部（農政関係）	課長
	上尾市 建設部河川課	課長
	上尾市 都市整備部（道路関係）	課長
	上尾市 環境経済部農政課	課長
	北本市 都市整備部下水道課	課長
	鴻巣市 まちづくり部道路課	課長

江川流域づくり支援会議 設立趣意

江川は、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市の4市を流下し、一級河川荒川に注ぐ、流域面積約17km²、流路延長約5kmの一級河川です。

上流部の台地は、昭和30年代には畑と山林を主体とした土地利用でしたが、高度経済成長期には、北本駅や桶川駅周辺を中心として宅地開発が行われ、事業所が進出するなど、急速に都市化が進展しました。

江川流域では、流域の都市化に伴った降雨時の流出量の増加や、中下流部の農地改良や違法なものを含めた盛土による遊水機能の低下によって、低地部では毎年のように浸水被害が発生しています。特に、平成11年8月の洪水では、宅地、農地、道路、工業団地等に多大な被害が生じました。一方、江川下流域には、河畔林や湿地性の動植物が生育・生息しており、都市部において貴重な自然環境が残されている地域もあります。

このような状況のなかで、望ましい江川流域づくりのための様々な検討が行われてきました。平成12年度には、「江川流域づくり検討協議会」が設置され、江川流域づくりのために検討が必要と考えられる事項を「江川流域づくり検討協議会からの提言（平成14年3月）」という形でまとめられました。

この江川流域づくり検討協議会からの提言に示された施策の推進のためには、河川管理者・自治体の関連部局・流域住民などの協働が不可欠であることから、平成14年度に「江川流域づくり推進協議会」を設置し、具体的に実施すべき施策について検討を重ね、「江川流域づくりの実施に向けての提言（平成17年3月、以下「提言」という。）」がまとめられました。

この提言では、①河川改修の推進、②盛土の抑制と営農支援の対策、③雨水貯留・浸透促進、④湿地環境・河畔林の保全・再生、⑤河川水質の改善、の5つの重点対策を進めることとしております。また、その推進に際しては、江川流域づくり推進行政会議（平成18年12月25日設立）と学識経験者、流域住民の代表者、環境保護団体の代表者で構成される「江川流域づくり支援会議」（以下「支援会議」という。）において情報の共有化を図るなど、連携しながら進めることとなっております。

そこで、このたび、提言で示された江川流域における「取組み」の実施内容や進捗状況をもとに、施策の一層の推進を図るために提案を行うことを目的として支援会議を設立するものです。

「江川流域づくり支援会議」規約

(名称)

第1条 この会議は、江川流域づくり支援会議（以下「支援会議」という。）といふ。

(目的)

第2条 江川流域づくり推進協議会から出された、江川流域づくりの実施に向けての提言に基づき、江川流域における「取組み」の実施内容や進捗状況をもとに、施策の一層の推進を図るための提案を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 支援会議は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 提言に基づく関連施策の事業推進に関する支援に関すること
- (2) 専門的立場からの助言に関すること
- (3) 提言に基づく関連施策の推進を図るための要望・提案に関すること

(組織)

第4条 支援会議は、別紙に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員の任期は、本規約の施行日から2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 支援会議には座長をおく。座長は、支援会議委員のうち、学識経験者の互選により選出する。
- 4 座長は、組織を改廃する必要があると判断したときは、支援会議に諮ってこれを行うことができる。

(会議)

第5条 支援会議は必要に応じ座長が召集する。

- 2 座長は委員を代表し、会務を統括する。
- 3 座長に事故あるときは、座長が指名した者がその職務を代理する。
- 4 支援会議の運営上必要があると座長が認める場合は、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。
- 5 座長は、江川流域づくり推進行政会議の代表者の出席を求めるものとする。

(事務局)

第6条 支援会議の事務局は、埼玉県県土整備部河川砂防課に主務を置き、桶川市、上尾市、北本市及び鴻巣市はその支援を行う。

附 則

この規約は、平成20年1月26日から施行する。

別紙

江川流域づくり支援会議 委員名簿

職名	区分	所属	氏名
座長		群馬大学大学院工学研究科准教授	清水 義彦
委員	学識経験者	埼玉大学大学院理工学研究科教授	田中 規夫
		埼玉大学大学院理工学研究科准教授	藤野 豊
		財団法人埼玉県生態系保護協会事務局長	堂本 泰章
	地域代表者	桶川市 薬師堂地区代表	丸山 文夫
		桶川市 薬師堂地区住民	山崎 康明
		上尾市 大石西部地域まちづくり協議会 領家支部長	藤波 正
		上尾市 領家西部事務区代表	小山 優
		北本市 公団地区選出住民	林 信好
		鴻巣市 元松原地区環境衛生連絡会会长	宮崎 初夫
	環境保護団体	財団法人埼玉県生態系保護協会上尾支部長	小川 早枝子
		NPO法人 エンハンスネイチャー荒川・江川	藤井 悅子
		桶川の古墳と自然を守る会	堀口 長治
		サクラソウボランティアの会	倉内 恵子
		湿地の植物を大切にする会	北村 文子

江川流域づくりの今後の進め方について（案）

1. 基本的な考え方

○ 提言における5つの重点対策は、以下のとおり分類される。

- ① 計画策定が位置づけられているもの
 - ・河川改修の推進 → 江川改修計画
 - ・湿地環境・河畔林の保全・再生 → 湿地環境・河畔林保全再生計画
- ② 具体的な対策メニューが決まっており今後適切な実施が必要なもの
 - ・盛土の抑制と営農支援の対策
 - ・雨水貯留・浸透促進
 - ・河川水質の改善

○ ①については、推進行政会議において計画(案)を作成し、支援会議からの意見を聴取した上で計画を策定。

○ ②については、提言に基づく各種対策を各主体が責任を持って実施し、適宜その進捗状況を支援会議に報告。支援会議からの情報提供等を踏まえ必要に応じ対策の改善等を実施。

2. 各計画の策定順序

○ 水害が頻発している状況に鑑み、河川改修を早期に実施することが必要。

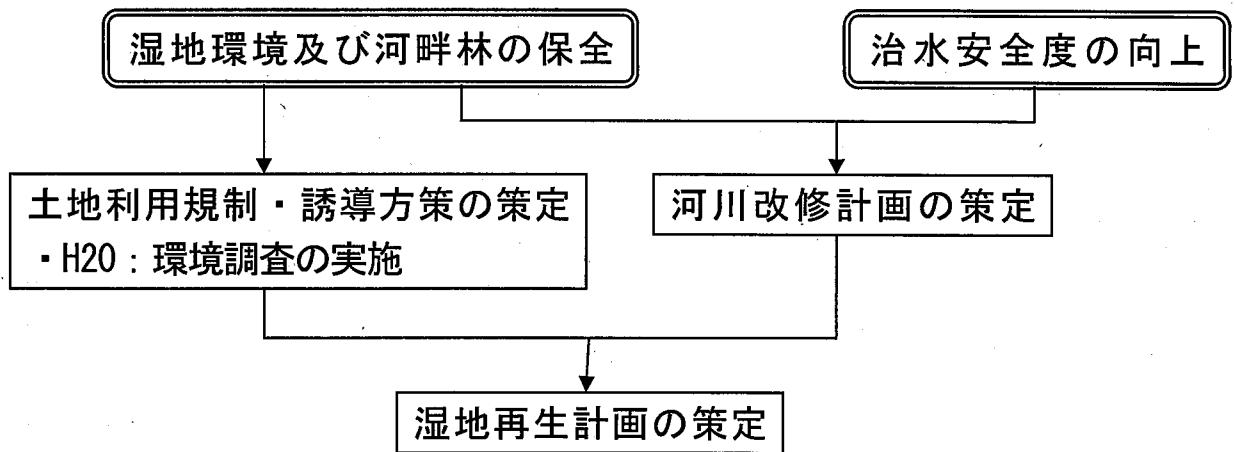
○ 湿地環境と江川との関係は、江川の流量や水位は湿地環境に影響を与えるが湿地からの江川への影響はほとんどないという一方向性の関係。



○ 以下を内容とする湿地環境・河畔林の保全計画及び江川改修計画の検討を先行的に実施

- ① 現存する湿地環境及び河畔林についての公有地化も含めた土地利用規制・誘導方策
 - ・平成20年度においては、検討の前提となる環境調査を実施
- ② 治水安全度を向上させつつ現存する湿地環境・河畔林への影響を極力回避するという観点からの江川改修計画
 - ・改修計画(案)は平成19年度に策定済みであり、平成20年度においては支援会議からの意見等を踏まえ計画を策定

○ その後、これらの計画を前提として湿地再生計画を検討



この地域で以下のことを発見したら連絡先まで御連絡を！

- ・水質事故を発見したら・・・
- ・不法盛土を発見したら・・・
- ・廃棄物を発見したら・・・

連絡先

〇〇市〇〇課

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※連絡先には、看板が設置される市名が入ります。

江川下流域における湿地保全に対する見解と方策について

資料 4－3

桶川市、上尾市における江川下流域の位置づけ

■ 桶川市

- 桶川市都市計画マスタープラン（平成9年5月） : 環境保全型の空間整備を検討
- 桶川市第4次総合振興計画（平成18年3月） : 河畔林や湿地などの周辺環境を保全
- 桶川市緑のまちづくり基本計画（平成16年3月） : 緑化重点地区に位置づけ、都市緑地の整備による湿地や河畔林の保全

■ 上尾市

- 上尾市総合計画（平成13年3月） : 土地利用計画に基づき、自然の保全、緑化の推進などを展開
- 上尾市緑の基本計画（平成13年3月） : 水辺環境保全ゾーンに指定し、保全を推進
- 上尾市都市計画マスタープラン（平成12年12月） : 自然環境の保全・活用を目指す

土地利用規制に対する方策

■ 桶川市

- 緑のトラスト保全地に応募したり、彩の国みどりの基金を活用した事業に合致したものがあれば県に事業実施を要望していきたい。
- 上記の制度が将来具体化された場合、当該地で活動している環境保護団体等とも維持管理について十分協議し、支援策を検討する。

■ 上尾市

- 彩の国みどりの基金を活用した事業に合致したものがあれば、県に事業実施を要望していきたい。
- 上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例に基づいて、河畔林については、保存樹林等の指定を行う事を検討する。

湿地保全に対する市の考え方

■ 桶川市

- サクラソウトラスト地周辺の盛土されていない水田は、保水・遊水機能を有しており、保全協定を締結しているが、これを原風景としてさらに担保すべく、彩の国みどりの基金を活用した事業に合致したものがあれば事業実施の要望や緑のトラスト保全地等関連部署と調整し、保全に努めていきたい。
- 将来具体化された場合、当該地で活動している環境保護団体等とも維持管理について十分協議し、支援策を検討する。

■ 上尾市

- 荒沢・江川流域については、トラスト候補地となっていることから、関係部署と調整を図り、前向きに検討するよう要請している。
- 江川流域づくりの実施に向けての提言に基づく重点対策について、関係する各課と共通の認識を持ち、今後の対応について協議を図った。
- 彩の国みどりの基金を活用した事業に合致したものがあれば、県に事業実施を要望していきたい。

改修計画の基本的な考え方 及び主要な対策メニュー

① 治水安全度の確保



- 河道改修計画と整合した宮下樋管の改修
- 江川に流れる流量（計画高水流量） $35m^3/s$ が安全に流下可能な河道断面の確保

② 平水位の維持



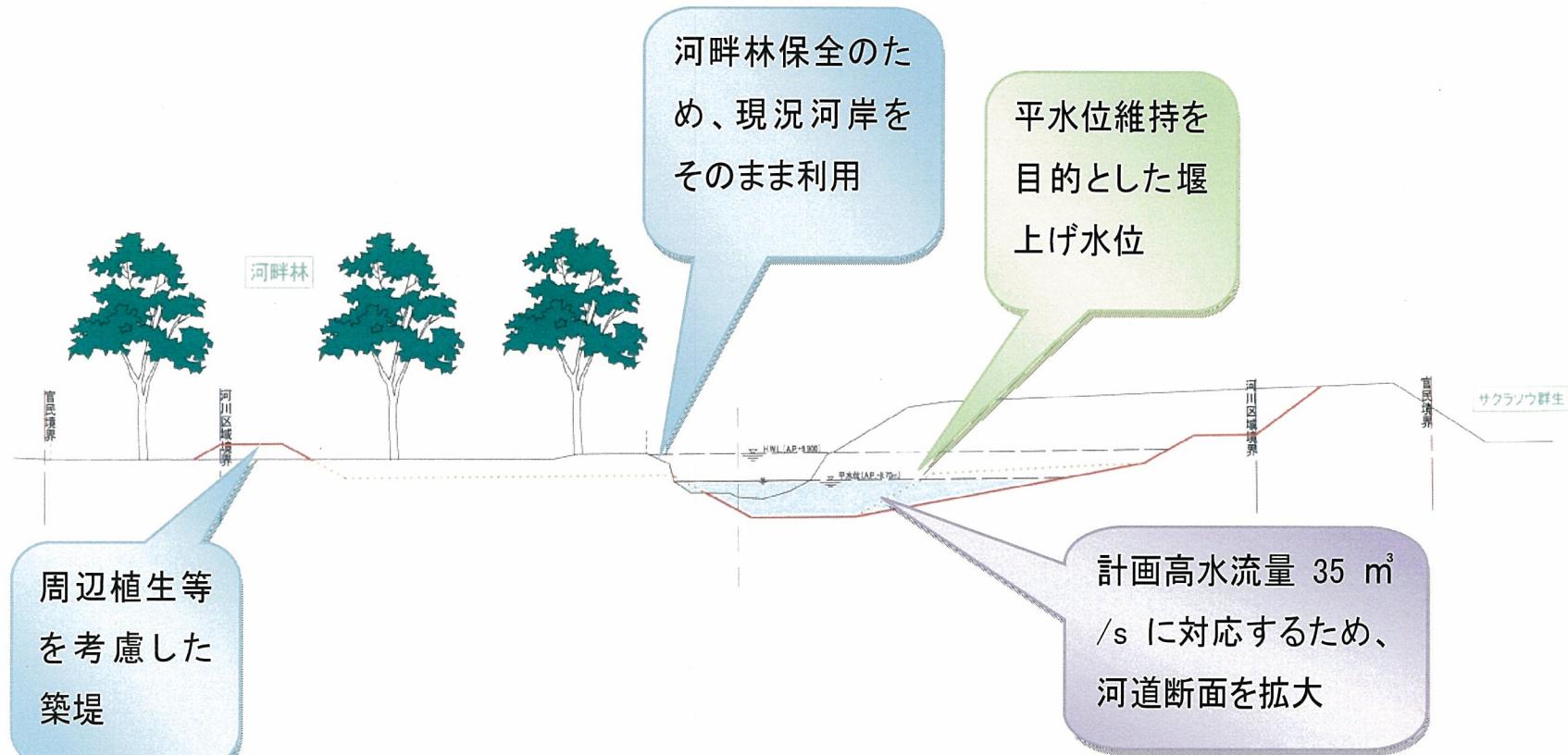
- 下流部の湿地環境の保全と再生のため、地下水位の低下を防ぐ目的で、現況平水位を改修計画断面において極力維持する。
- このため、下流部にマウンド（堰）を設ける改修案を検討する。

③ 河畔林の保全

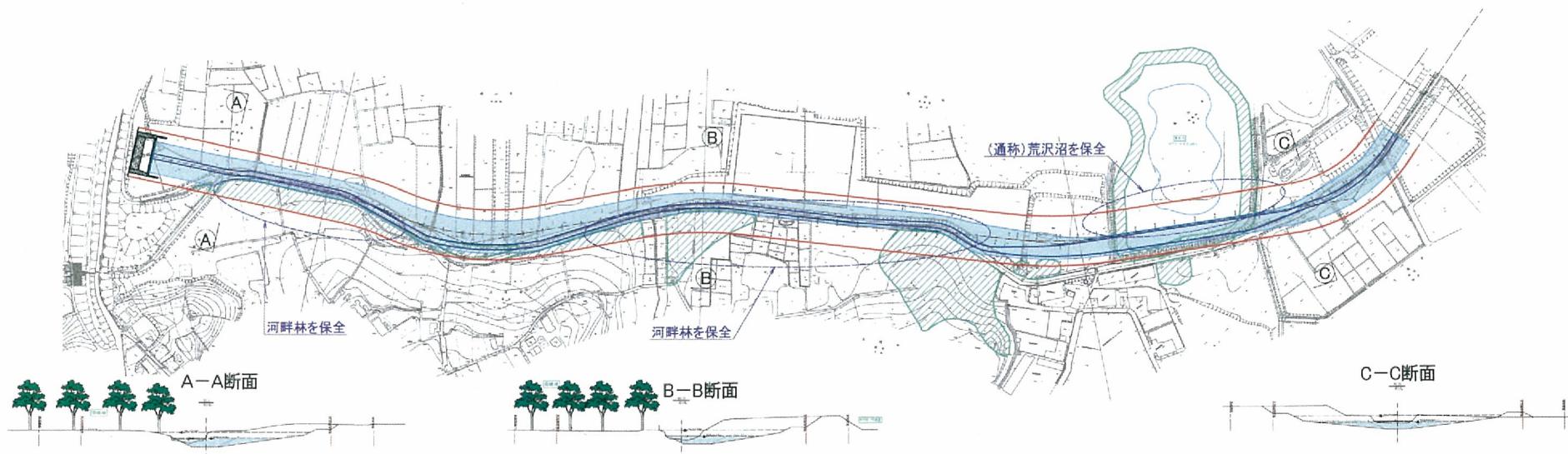


- 河川区域内の河畔林について保全に努める。

改修計画断面



改修計画平面図



凡 例

	河川区域境界線		低水路(河床幅)
	高水護岸法尻		平水位湛水域
			河畔林

江川流域の治水面における知見

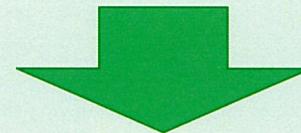
現在の緊急課題としては、毎年一度のペースで生じている、県道をはじめとする局所的な道路冠水の対策であり、確率規模50年の降雨を想定しなくとも、速効性のある現実的な対策を考えることが望ましい。



速効性のある現実的な対応としては、冠水箇所に必要最低限の調節池を設置する。具体的には、県道川越栗橋線新滝の宮橋付近に1年確率の降雨に対するピークカットする調節池を1つ設置することで、河道を拡幅せずに被害を緩和することが可能。

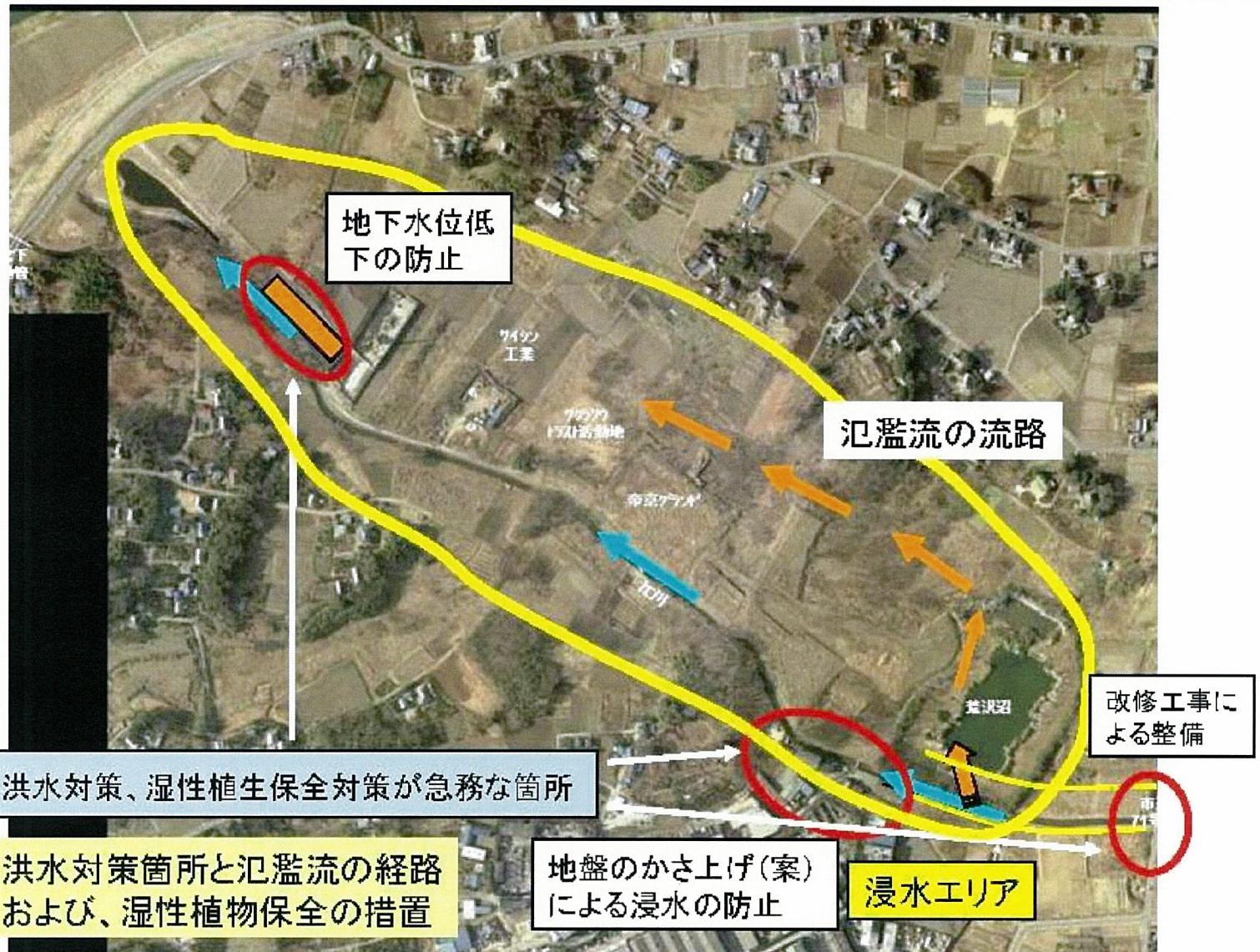
江川下流域の湿地保全・再生

江川下流域は、「沿川の湿地の乾燥化」、「良好な自然環境の保全・再生」といった課題を抱えている。



江川下流域の湿地再生計画検討エリアを浸水エリアと位置づけ、遊水地化を図ることで、「沿川の湿地の乾燥化」、「良好な自然環境の保全・再生」を行うことができる。

埼玉大学・桶川市共同研究



流入する洪水流を積極的に荒沢沼側へ氾濫させられれば、洪水被害の緩和を図るだけでなく、より下流側の大規模な工事を必要とせず、湿地を浸水エリアとして有効に活用する。

第3回江川流域づくり支援会議での意見と対応案

事務局案

- 20年間、江川の改修は進んでいない。地元住民に事業が進んでいるということを示して欲しい。環境の問題があるから一気に工事を進めることはできないが、まず着工しなければ住民に説明がつかない。河川改修が進めば農地の盛土も止まると思う。まずは行動して欲しい。
- 河道をかなり掘り下げる今の事務局案では、莫大なお金と時間、そして、もしかしたら湿地に影響が及んでしまうかもしれない。環境を重視しつつ、早期に洪水時の水位を下げるためには、「段階的」に工事を進めてはどうか。



河川改修計画案（第2回江川流域づくり推進行政会議案）は保持しつつ、湿地のモニタリングを行いながら、まずは平水位以上を掘削するなどといった「段階的な施工」が可能か検討する。

埼玉大学・桶川市共同研究案

- 事務局案のとおり下流から改修を始めると、上流まで改修するのに時間がかかる。上流域に1年に1回の洪水に対応した調節池を整備するとともに、下流全域を遊水地として整備することが得策である。
- 江川の下流全域を遊水地にした場合、水難事故は誰が責任を取るのか。
- 江川下流域で進行している農地への盛土を止めるためには、土地を買うしかない。具体的にどうすればよいのかを考える必要がある。



公有地化の手法について検討する。

(①用地買収（河川事業では無理）、②トラスト保全地、③公園事業立上げによる補助金 等)